

子ども関連TOPICS ①

子どもの権利条約のいっそうの充実

—子どもの売買・売買春・ポルノ、武力紛争に関する2つの選択議定書の批准—

荒牧重人 (山梨学院大学)

子どもの権利条約は、子どもをとりまく状況が悪化しているなかで、世界の子どもの権利章典として、その重要性がいっそう増している。この条約は、子どもを権利の主体ととらえ、差別の禁止、子どもの最善の利益確保、生命・生存・発達への権利、子どもの意見の尊重という一般原則のもと、子どもが一人の人間として成長し自立していくうえで必要な権利をほとんど規定している。

ところが、世界中で多くの子どもたちが性産業に従事させられ、人身売買・売買春・ポルノグラフィによる被害は増大する一方である。また、世界のいろいろな地域で武力紛争が発生し、相当数の子どもたちが兵士として戦闘に参加をさせられたり、軍隊のなかで暴力や虐待の被害を受けたりしている。こうした事態に対応するために、条約の内容を補完し具体化する2つの議定書＝「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」（以下、議定書1と略す）と「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」（以下、議定書2と略す）が、2000年5月に国際連合で採択され、議定書1は2002年1月、議定書2は同年2月に効力が発生している。そして国際社会は、「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」の開催をはじめ（第1回は1996年、ストックホルム、第2回

は2001年、横浜）、これらの問題について関心の向上と行動計画の策定など、取り組みを強化してきた。

日本は、条約を1994年5月に批准しており、1999年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」を制定するなど対策を講じていたが、これらの分野の取り組みを進展させるために、2つの議定書の批准が求められていた。こうしたなかで、国会は、2004年4月に2つの議定書の批准を承認し、議定書1は本年2月24日に、議定書2は2004年8月2日に国内発効している。

人身売買・性的搾取の禁止と被害からの保護

議定書1は、条約34条（性的搾取・虐待からの保護）、35条（誘拐・売買・取引の防止）、39条（犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰）などを具体化するものである。

議定書1（前文と17条）は、子どもの人身売買、売買春、ポルノグラフィを禁止し（1条）、これらを刑法・刑罰法規の全面的な対象にするよう要請している（3条）。そして、裁判権の確立（4条）や犯罪人の引き渡し（5条）、犯罪の捜査等の相互援助（6条）、押収・没収・施設の閉鎖（7条）、国際協力（10条）などを規定する。また、被害を受けた子どもの保護のために、刑事司法手続の整備（8条）、心身回復や社

NEWSLETTER No.78 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ① 子どもの売買・売買春・ポルノ、武力紛争に関する
2つの選択議定書の批准 /1
- ② 子どもの救済と支援のための「子どもリーガルセンター」 /2
- ③ 市民の発想を生かした子ども計画づくり（東京都・立川市） /3

- ④ 子どもの権利条約入門セミナー報告
少年事件と子どもたち /5

- ⑤ 世界各地のチャイルドライン報告 /7

BOOK GUIDE /8

お知らせ /8

会復帰のための援助(9条)、さらには犯罪の防止措置(9条)、国際協力(10条)などを定めている。

子どもの人身売買、売買春、ポルノ問題は、性産業が「活況」を示している日本においても非常に深刻である。にもかかわらず、昨年発表されたアメリカ国務省の報告書で、日本が人身売買を防ぐための法整備や被害者保護が最低限の基準を満たしていない「監視対象国」に指定されるほど、人身売買をはじめ多くの問題を抱えたままである。これらの問題について日本社会の関心もけっして高くはない。

議定書1の批准は、法の整備や被害者の保護・支援などを進展させる契機となる。また、締約国は、批准後2年以内に、その後は条約の締約国報告書提出の際に(5年ごと)に、国連・子どもの権利委員会に議定書の履行状況を報告することが義務づけられているので、日本の取り組みが国際社会レベルで定期的に検証されることになる。

今回、議定書1の批准に必要な法整備の一環として、児童福祉法の改正などがなされた。しかし、とくに海外からの人身売買そのものについての法制度がないこと、強制労働や臓器摘出のための人身売買に対する明文規定がないこと、被害を受けた子どもの保護や援助について十分な規定がないことなどをふまえ、弁護士やNGOが要請しているような「人身売買禁止法」の制定などが望まれる。さらに、国連・子どもの権利委員会の勧告にしたがって、人身売買、売買春、ポルノを防止し、それらと闘うための包括的な行動計画を策定し実施すること(1998年)、また、被害を受けた子どもの救済・回復のために専門家の増員や防止措置の発展に取り組むことなど、具体的な措置が必要である(2004年)。

武力紛争における子どもの保護

武力紛争下の子どもの保護も緊急な課題である。議定書2は、条約38条(武力紛争における子どもの保護)および39条の規定を進展させ、具体化するものである。

議定書2(前文と13条)は、条約38条の保護基準を引き上げ、18歳未満の自国の軍隊構成員を敵対行為に直接参加させないこと(1条)、18歳未満の者を徴兵しないこと(2条)、軍隊に志願する者の採用の最低年齢を15歳(条約38条3項)よりも引き上げることともに、強制・脅迫による入隊も禁止すること(3条)などを規定している。また、国の軍隊以外の武装集団に対して18歳未満の者を徴募したり敵対行為に用いることも禁止している(4条)。さらに、国内実施措置(6条)や国際協力(7条)などを定めている。

武力紛争下の子どもの保護のためには、とくに議定書2の4条の実効性をどう確保するか、後方支援活動などによる敵対行為への参加をどう防ぐか、国際人道法をどのように実現していくのかなども問題になる。また、武力紛争は子どものあらゆる権利を侵害するので、子どもの保護やケアならびに心身の回復や社会復帰のための措置を具体的にしていかなければならない。

日本は、国際シンポジウムの開催や関係国際機関に対する経済支援などこの分野について一定の取り組みをすすめてきた。議定書2の批准により、これらの取り組みをいっそう進展させ、議定書2の実現のための具体的な方向性や手だてを国際社会に示し行動していくことが求められている。そのためにも、日本が平和憲法を有し、経済先進国であることを十分に自覚することが必要である。そして、武力紛争を平和的に解決するためにも、武力紛争そのものを発生させないためにも、経済・社会的な条件の整備、適切な情報や教育の保障をはじめとして、子どもの権利条約の趣旨や規定が全面的に実現する社会の建設の先頭に立つことが望まれている。これらの点は、国会での審議等においても十二分にふまえておいてほしいところである。

(小論は、人権教育啓発推進センター「アイユ」に書いた原稿を修正加筆したものです。)

子ども関連TOPICS ②

子どもの救済と支援のための「子どもリーガルセンター」

—獨協大学法科大学院のとりくみ—

野村 武司 (獨協大学子どもリーガルセンター推進室長)

獨協大学・獨協大学法科大学院は、文部科学省の補助を受けて、地域の課題としてもっとも緊要な子どもの問題にさまざまなアプローチで取り組むための「子どもリーガルセンター」の開設を目指しています。すでに現在、臨床心理の面で協力をお願いしている文教大学、草加市、越谷市などの近隣自治体、埼玉県子どもの権利擁護委員会(スマイルネット)事務局、越谷児童相談所、埼玉弁護士会、東京弁護士会などとの協議をすすめており、およそ2年半の準備期間ののち、2007年度にこのセンターを立ち上げたいと考えています。

なぜ構想されたのか——地域に密着した、子どもの救済と支援のための「専門家」の必要性

子どもたちのおかれた現状は、厳しさを増しています。子どもたちの中には、助けを求めあるいは必要とし、さらにそ

れ以上に法的な救済を必要とする子どもたちがいます。聴くことで解決することもあるでしょう。メンタルなケアやカウンセリングが必要な場合もあります。しかし、子どもに代わって専門的に力を尽くさねばならない場合もまた多くあります。

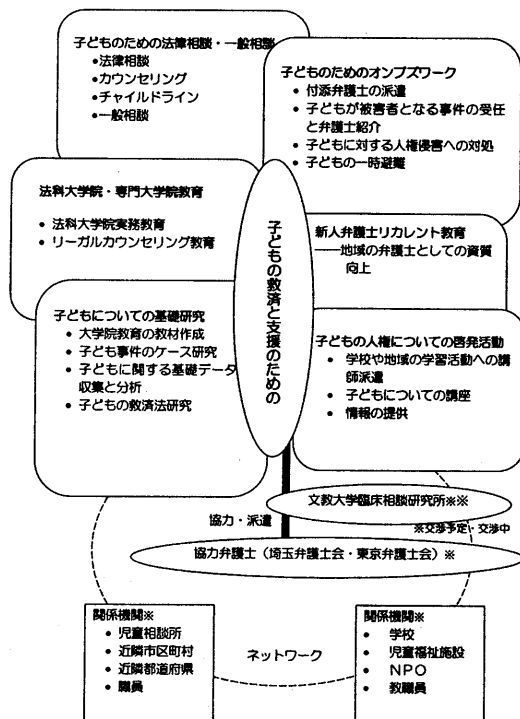
また、大学機関が法律の専門家を育成するとき、地域の課題に取り組める法律家を世に送り出すことは、大学が負うべき社会的責任ではないかと考えました。

いじめや虐待、その他事件・事故など、子どもに代わって何か力を尽くさなければならないとき、地域とつながり、子どもに寄り添いながら、迅速に救済・支援できる専門家が重要です。子どもの救済・支援をすすめ、地域における子どもの安全・安心を保障するために、「子どもリーガルセンター」は構想されました。

「子どもリーガルセンター」は、①子どものための法律相談・一般相談 ②子どものためのオンブズワーク ③新人弁護士リカレント教育（地域の弁護士としての資質向上） ④子どもの人権についての啓発活動 ⑤子どもについての基礎研究 ⑥法科大学院等実務教育 といった活動内容が構想されています。現在、埼玉県下で、子どもの安全・安心・救済に関するアンケート調査を実施し、子どもと子育ての実態を把握・分析予定です。

調査結果を生かし、「子どもリーガルセンター」が、地域に密着した子ども救済・支援の拠点となれば良いと考えています。

子どもの救済と支援のためのリーガルセンター構想



市民の発想を生かした子ども計画づくり

～夢育で・たちかわ子ども21プラン（東京都・立川市）～

山中 ゆう子（立川市子どもの権利を考える市民委員会）

立川市では、2003年から市民参加で『夢育で・たちかわ子ども21プラン』という子ども総合計画づくりが進められ、2005年2月16日、ついに答申が出されました（答申内容については末尾資料参照）。この子ども総合計画作りの過程で、理念や視点、施策案に子どもの権利や権利条例の必要性がどう位置づけられ、子どもの意見や参加をどのように生かそうとしているかを述べます。

これまでの成果と課題

【成果1】市民公募委員が24人も参加、中学生委員やシニアリーダーの大学生も

策定委員会が2004年4月にスタートする前の半年間は、5つのテーマ別市民委員会が開かれ、子どもの現状を踏まえた課題の抽出をしながら討議を重ね、報告発表をしました。

この市民委員会の市民公募率は41%で、私が所属していた「子どもの権利を考える市民委員会」には4人の中学生委員とシニアリーダーの大学生が一人いました。子どもたちと同じテーブルにつき会議を持つことには工夫や配慮も必要でしたが、中学生の『今のいじめは大人が介入しても解決しな

い』という悲痛な訴えから話し合いは始まり、子どもたちが大半を過ごす学校という場で子どもの権利が見直されていない限り、様々な問題の解決は難しいということが見えてきました。また、子どもたちが子どもの権利というものを知らない、知らされていない現状も浮き彫りになりました。そこで私たちの委員会からは、子どもプランを策定するにあたっては、子どもの権利を尊重する視点を基盤に置くこと、子どもの権利条例制定の必要性、そして子どもの意見表明や参加の重要性、子ども救済の仕組みづくりなどを提案しました。

【成果2＝課題1でもある】子ども委員会の子どもの意見や参加をどう生かせるか

2003年度から開催されている子ども委員会には43名の応募がありました。2004年度も30名いますが、忙しい子どもたちにとって委員会に出席するという優先順位は低いのか集まり具合もその時々で様々で、担当している生涯学習課も工夫や苦勞を重ねています。

今年度は数名のおとな委員も加わって、楽しくワークショップをおこなったり、プレイパークに参加したりしながら子

どもの意見を引き出し、フリートークの中で出た「公園でボール遊びをしたい」「自転車で行きやすい道路が欲しい」「学校の中にたまっていても怒られない場所やベンチが欲しい」「中高校生が座って話せるお金のかからない場所があったらいい」「小学校のロング昼休みを広げてほしい」そんな声を施策の中に子どものことば、表現を生かして盛り込みました。

先日行われた中間発表シンポジウムにも、小中高12人の子ども委員が駆けつけてくれ日ごろの思いを発表する場をつくることができました。会場の参加者からは子どもの声が直接聞けて良かった、子ども委員会の位置付けがはっきりしていると嬉しい感想も聞けた一方、策定委員の中には「一人の子どもの言ったひとことを施策にして良いのか？」といったような発言もありました。

子どもたちにはなぜあなたたちの意見が聞きたいのか、事あるごとに伝えてはいますが、子どもたちが自分たちも関わってこのプランを作ったんだと実感してもらえるように施策の中にその声を生かせるかどうか、また今の子ども委員たちの参加を次の展開にどうつなげ、広げていけるかは課題です。

子どもプランの理念の文章は中学生が読んでわかる表現にしようと努力しました。書いてみるとこれもなかなか難しい作業でしたが、中学生委員からは〇をいただきました。

【課題2】子ども観の違いがある中で、子どもの権利に関する条例が作れるか？

「子どもの権利に関する条例を市民参加で制定する」という施策案はリーディングプロジェクトとして提案しています。しかし、子どもの権利についての受け止め方は15人の策定委員の中でもさまざまであり、今の親が悪い、家庭のしつけが何より大事といわれる方や学校教育現場を持つ校長や教育委員会からは否定的な意見が出て共通の認識は持てない現状です。指導課とのヒアリングでは開口一番、「子どもの権利条例づくり以外は施策提案としておおむね受け入れられる」と先手を打たれました。「人権を尊重する」なら良いが、教育現場に「権利」を持ち込むのは今の子どもにも親にも混乱を招くので困る、というお決まりのパターンです。この計画をまとめていく担当課は条例の必要性について理解を示していますが、教育委員会側（都からの指導主事）とどう折り合いをつけていくのか、現実には厳しい状況です。

しかし、子どもの権利を尊重する視点は理念の柱立ての一番最初に盛り込まれていますし、市民の施策案を全く無視することは出来ないと思います。私もここだけは譲れないと私が策定の場にいる以上は、子どもの権利に関する条例づくりは必ず実現させたいと考えています。市民参加で『立川に子どもの権利条例をつくる会』を設け、スパンとしては3年位かけ、子どもたちはもちろん、市民が条例作りに参加する過程を大切にしていきたい。思いのある人たちだけで作った条例ではなく、子どもも大人も権利というものについて考えたり、話し合ったり、体験したり、学んでいける、そんな条例作りをしていきたいと考えています。

このように立川市では行政が柔軟に市民参画を受け入れようとする姿勢、市民が主体的にかかわろうとする動きがうまくかみ合って一歩ずつではありますが明るい兆しが見えてい

るように感じます。ここに至るまでは時間がかかりましたが、今、私たちは本当の意味で市民と行政との『協働』を形にしていこうとしているのだと日々実感しているところです。この信頼関係今後も構築していき、総合計画作りの過程で得た手法を権利条例作りにも生かしていきたいと思います。

夢育て・たちかわ 子ども21プラン 答申

本編（第2部）

第1章 今日の社会状況と立川市の子どもと子育て家庭の現状

第2章 プランの視点と目標

[1] 3つの基本的視点

- ・子どもの現実を受けとめ、その思いや願いを生かして子どもの権利を尊重する視点
- ・子ども自身の育ちへの支援を基本にした、次世代の立川のまちづくりの視点
- ・人材・資源確保とネットワークにより、持続（成長）する事業を市民と行政が協働で実現する視点

[2] 5つの政策目標

- ・子どもの権利を尊重します
- ・ひとりひとりに応じた〈子育て〉を支援します
- ・ひとつひとつの家庭に応じた〈子育て〉を支援します
- ・ひとりひとりに応じた学びを支援します
- ・市民、行政、企業、専門家による新しい協働のしくみをつくり、プランを推進します

第3章 施策の体系

[1] 施策の体系一覧 [2] 事業内容

1 子どもの権利を尊重します

- (1) 子どもが尊厳を持って安心して育つことのできる環境づくりを進めます
- (2) 子ども自身の権利として意見を表明する機会を保障し、子どもの参加を推進します
- (3) 子どもの権利の視点を子どもとおとなが共有し、子どもの権利を尊重する基盤づくりを進めます

2 ひとりひとりに応じた〈子育て〉を支援します

- (1) 子どもの成長・発達を見守り、支え、育みます
- (2) 子どもの心とからだの健康づくりを進めます
- (3) 子どもの遊びや自主的な活動を支援します
- (4) 子どもがさまざまな体験を通して、自分の未来を築いていくことを支援します
- (5) 子どもが安心して暮らすことのできる、安心・安全なまちづくりを推進します

3 ひとつひとつの家庭に応じた〈子育て〉を支援します

- (1) 子どもを育てているすべての家庭を支援します
- (2) 仕事と子育ての両立を支援し、多様な保育サービスの拡充を図ります
- (3) 特別な支援を必要とする家庭への継続的な支援体制をつくれます

(4) 地域全体で子育てを支援します

4 ひとりひとりに応じた学びを支援します

- (1) 子どもの意欲を大切にしたい学びを支援します
- (2) 市民とともに多様な教育活動ができる学校をつくります
- (3) 学校を地域の拠点として、多角的な活用を図ります

5 市民、行政、企業、専門家による新しい協働のしくみをつくり、プランを推進します

- (1) 市民、行政、企業、専門家による新しい協働のしくみをつくります
- (2) 情報収集、情報発信を的確に行い、〈子育て〉〈子育て〉にかかわるあらゆるグループや団体のネットワーク化を進めます

第4章 子ども21プランを推進するために

第3部 資料編

子どもの権利条約入門セミナー報告(第4回 2005年1月21日)

少年事件と子どもたち

—まず、よく知ろう、子どもたちのことを—

講師：寺尾 絢彦 (Meeting Space でお主宰、元家庭裁判所調査官)
記録：子どもの権利条約ネットワーク運営委員

1 子どもの問題は家族・学校・おとなの問題

「Meeting Space でお～おとなのたまり場～」を開くきっかけは、今までの体験で非行に走る子どもの問題は家族の問題であり、学校の問題であり、おとなの問題であることを強く感じていたからです。

家裁で親御さんと話す中で、親の身の回りに相談する人と場所があれば、ここまでは行かなかっただろうというようなケースがけっこうありました。乳幼児の相談場所ははあるんですが、小学校にあがると相談できる場所は極端に少なくなります。子どもの評価に影響するのではないかと親御さんが学校に相談をすることを躊躇してしまいがちですし、児童相談所など公的機関に行くのには抵抗があるということをよく耳にしました。そこで、いろいろな分野で活動する人たちと親やこどもが気楽に話し合える場所を提供しようと考えたのです。

2 子どもたちの実像に思いを巡らそう

◆自分のことを自分の言葉で表現できない子ども◆

17歳の男の子でしたが、面接の時に「おばあちゃんに会いたい」と言ってすぐ泣き出します。話を聞くと、母は18歳のとき、その子の双子の兄と姉を産んだのですが、男に逃げられたため、双子を祖父母に預けて水商売を続けていたのです。そうこうしている間に別の男と付き合って、この男の子が生まれました。しかし、男は母の妊娠も知らないうちにどこかへ逃げ、この男の子も祖父母に預けられました。この子は小さい時は近くにいた叔母をお母さんと呼んでいたのですが、6歳ごろ母ではないと告げられショックを受けます。学校では成績も振るわない、いじめを受けてよく「おばあちゃん」と泣き騒いでいたとのことでした。中学1年の時、祖父の葬式で初めて母親を知ることになるのですが、祖父が亡くなって上の双子は母が、男の子は祖母が養育するようになりました。母親からはお母さんと呼ばずにおばさんと呼ぶように躰られます。この子はとても混乱してしまいます。この子は17歳になっても自分のことを自分の言葉でしゃべれないのです。

このこのように、自分のことをしゃべれない子はたくさんいます。乱暴でぶてぶてしい態度を取ったり、気持ちと反対の態度で表現するなどいろいろなんです。そういう子に会って話を聞くという事がどんなに大変な事かという問題です。今、少年法改正のための法制審議会で、触法少年について警察が調査をするなどといっていますが、どんな調査ができるのか疑問です。面接にはいろいろな工夫が必要です。抽象的で実像の浮かばない言葉ではなく、例えばからだに関する言葉のような(冷たい、だるい、痛い、痒い、ムカムカなど)子どもにとって話しやすい表現を使ってみるなどいろいろやってみるということも必要です。でも最近では、しくしくとか、ずきずき痛むといった痛さの程度の表現ができない子どももでてきまし

た。子どもが生きていく上で自分を表現できることは基本的に必要なことだと思いますが、それが出来ない子どもがいるということは大変なことだと思います。

◆著しく権利侵害されてきた子ども◆

虐待を受けつづけてきた子ども、犯罪の被害者になっていた子ども、今まで自分を受けとめてもらった経験のない子ども。「どうせ言っても伝わらない」「わかってもらえない」「まあいいか」「決まっちゃったことはしょうがない」「ちゃらちゃらしていればいすれ何とかなる」と諦めている子ども、本心と反対のことを言ったり、相手の出方を見たりしている子ども、警察で問い詰められて苦しみに適当なことを言ったりこうだろうと言われ「はいはい」と言ってしまう子ども。いじめを受けていた子どもが、自分の身を守るために加害グループに加わるケースもよくあることです。

◆常に周りの目を気にしている子ども◆

皆と一緒にでなければいけない、遅れてはいけない、つながっていないといけないと思っている子ども、明るい顔をしていなければいけないと思い込んでいる子ども。「個性的」なことを「目立つこと」と思い込み、ギリギリまで耐えてストレスを溜め込んでどうしていいか分からなくなってしまう子どももいます。非行の子どもに限らず、とにかく周りと一緒にでないとだめだとか、無理に明るくふるまおうとしたり、おとなの期待に添うように努力してストレスを抱えている子どもが多く見られます。

◆「自発性」を「おとなの期待していることを、言われなくても自分からやれるようになること」と勘違いしている子ども◆

よい子であろうとがんばった挙句、よい子をやめた時、受け皿はありません。高校生ではリストカットしてその不安を転化している子どもが見受けられます。

例えば、子どもの頃高校球児で、社会人野球チームにもいた経験がある父親が、自分の子どもも野球少年に育てたくて、母親には男の子を産むようにと期待していました。運よく男の子を授かり、父親は徹底的にその子に野球を仕込みます。その子も才能に恵まれ、父親の期待に応えて努力した結果、名門高校の野球部1年でレギュラーになるのですが、上級生からひどいいじめにあってしまいます。しかし世間体を気にする野球部指導者は何の対処しなかったため、その子はいじめに耐えられず中退してしまいます。親にとってもその子にとっても野球のない生活はガタガタなものになりました。面接の中でその子はこんなことを言っていました。「結局、お父さんは野球をする僕が好きなのではなく、僕がする野球が好きだっただけなんだ。」

◆他人に迷惑をかけないで無難に生きていこうとしている子ども◆

「自立」を求めて「孤立」してしまう子ども。他者と関わりを持たないようにしている子どもでも、本心は触れ合うことを求めています。触れ合うことが余りにも少なかったために、人と人との距離

のとり方がうまく身につけていない子どもがいます。「親の言うとおりにしていれば楽」という子どもと「手のかからない子が良い子と思っている」おとな。こういう子どもは本気で話し相手になってもらい、初めて真剣に叱られて感激したりします。

◆考えることが面倒、今しか見ない、将来はもちろん、過去も振り返らない子ども◆

成育史の中で原因を見つけてもそれでは解決しないことが多いのは事実ですが、大事なことは過去を振り返りながら考えることにあります。過去の出来事を変えることはできないけれど「見方」を変えることはできるからです。自分を見つめることで他人にも深く関わられるようになります。鑑別所に来て初めてゆっくり考える時間を持った子どもたちがいます。

◆母親の大事さを認識できていない子ども◆

女性蔑視の強い子どもがいますが、女性の、特に母親の価値が認識されることなく育った家庭での体験から形成される要素が強いようです。「平等」ということと「同等だが同質ではない」ということの違いがわからない子どもがいます。そんな子どもが、補導委託先の家庭で母親に代わる女性の暮らしぶりの大切さに触れて、女性観を改めたりします。

3 調査官の仕事を通じて感じたこと、考えたこと

■結局、そんなに簡単にはわからないということがわかった

今、事件が起きると偉い先生が出てきて、分析をしてああだこうだと発言しておられますが、私だったらそう簡単には言えません。調査官の仕事は長年やっていましたが、果たして子どものことを本当にわかっているのか、と考えると、わからないことのほうがはるかに多かったのでは、と思うようになりました。似たような子どもが毎日毎日やってきますが、ひとりとして同じ子はおらず、毎日毎日新しい発見や教えてもらうことが多くありました。

■真の反省には、長い時間と周囲の支えが必要

メディアで、「いい子だった」とか「普通の子だった」とか「反省がない」とか「心の闇」とか報道されます。裁判所でも「社会正義」とか「被害者感情」とか言っていますが、このような言葉って何なんでしょう。メディアが最近、不用意によく使う「反省の弁がありません」という言葉はどうなんでしょう。このように表現することは、子どもひとりひとりの姿を見えずらくして、そこで思考を停止させてしまうと思います。例えば10数年の長い間積み重なってきた問題を、少年なりのやり方で解決しようとして一線を越えてしまい事件になった事柄を、すぐに否定してしまったとしたら、それは子どもが自分自身を否定するということです。それを考えれば、つかまった途端に反省するのが難しいことは想像に難くないと思います。したことが大きければ大きいほど、それを受けとめきれずに、最初のうちは他人事のように反応する子もいます。事件を受けとめ、被害者の立場を考え、真の反省の言葉を発するまでには、長い長い時間と周囲の支えが必要なのです。

■「加害少年の人権ばかりが強調されている」と言われるが、それは今までに加害少年があまりにもないがしろにされてきたから

過去において加害少年の人権があまりにも守られなかった歴史を見ると、やっとここにきて加害少年の人権が認められてきたのだと考えています。私が昭和37年名古屋の家庭裁判所に入った頃は、調査面接室がなく、大部屋で同時に10組くらいの面接をやっており、プライバシーが全く保護されない状態でした。また、モラルに欠けると思われる裁判官が少年審判に携わっていたり、警察での取調べも際限なく、反抗的な態度をみせると喝を入れてやるといって道場で投げ飛ばされたり、髪の毛を勝手に刈り込まれたり、杜撰な

捜査で、大きな事件でも付き添い人がつかないまま進められるのが普通という現実がありました。今はやっと加害少年の人権が少し守られるようになってきた状態といえます。

確かに被害者の人権についておろそかだったのは事実です。しかし、被害者の人権と加害少年の人権を、天秤にかけて論ずるものではないと思います。両者の人権が同時に守られる状況になって欲しいと思います。

■子どもは試行錯誤しながら成長発達するもの

道草することの大事さを認めない子どもやおとなが多いように思いますが、子どもの成長発達は一様ではなく、それぞれがあっちこっちぶつかったり戻ったりしながら成長発達するものです。立ち直りについても同様で、螺旋状を描きながら成長発達するものなのです。

■非行は家庭に仕掛けられたビックリ箱、爆弾？

子どもが事件を起こした時、それは家族再生の為にエネルギーにもなるし、逆に分裂崩壊のきっかけにもなります。その意味で家庭に仕掛けられたビックリ箱であったり爆弾であったりすると言えます。親はビックリして「この子を殺して自分も死んでしまいたい」と言ったりしますが、事件は子どもの精一杯の声なんです。あえて誤解を恐れずに言います（被害者がいる事件の場合はなおさら誤解され易いし、勿論そういう事件は起こしてはならないのですが）、とにかく非行ということで自分の存在をアピールしたのに、その後の対応がうまくできてない事がよくあります。「せつかく」というのはおかしい言い方ですが、とにかく大変なことをやってしまった、そのような行動をした時に、その行動は社会的にはよくない行動なんだけれども、そのどん底からいい方向へ行く芽だと考えないと、その子どもが多くのエネルギーを使ってやったことの意味がなくなってしまう。これから、その子は何を努力したらよいのかということとその子といっしょに考えてやらないと、少年院へいっても、刑務所にいっても意味がないんです。人間不信の子どもが、世の中には信用できる人間もいるんだよということを理解できるようになるには、もっともっと時間が必要です。

■メディアの影響

子どもにとってメディアとの関係は大きいものがあります。ある意味では子どもに事件のやり方を教える結果になってしまうこともあります。こんな方法でこんな事件が起きたと報道する事によって、子どもの中にはああすればいいのかと思う子もいるのです。報道側はそんな事を考えてやっているわけではないんですが、その報道が無ければこの子はこんな事件を起こさなかったのと思うことがあります。そういう視点も忘れないで欲しいと思います。さらに、テレビが被害者の味方のふりをして、被害者の憎悪を共有するかのよう（共有などできるはずもないのに）している場合も見受けられます。鑑別所の前から中継をやったりすることがよくありますが、たくさんの報道関係者がいると他の面会人は行けなくなります。また、あれほど消費者金融のコマーシャルが流れていると、子どもは利息については考えもせず、簡単に金は借りられるものだと思い込んでしまうかもしれません。そういうことをどれほど考えているのでしょうか。

4 厳罰化ってなんだろう

被害者が加害者に向けて憎悪する、極刑にしろと叫ぶのはあたりまえのことだと思います。でも、世の中の人がいっしょになって加害者に向かって発する言葉ではないと思います。メディアの表題においても凶悪化、低年齢化、性犯罪の再犯などの言葉を使っていますが、それはどこまで吟味されて使われているか疑問に思います。2004年の少年事件は減少（人口比でも）したことは、警察庁の統

計でも明らかです。(参照: <http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen21/syonenhikoh16.pdf>)

■「逆送」や刑罰で子どもが立ち直れるか

厳罰化とはいったい何なのでしょう。刑事裁判を受けさせることなのか、刑務所に入れることなのか、死刑にすることなのか、具体的によくわからないまま叫ばれています。

2001年に改正少年法が施行されてから、15歳で家庭裁判所から地方裁判所に送られた少年の事件にかかわって思った事なのですが、裁判の終結まで1年近くかかっていた。この少年は1年近い間、拘留所暮らしをするわけです。拘留所では裁判が月1回開かれるくらいで、面会以外は刑が確定するまでは何もしないでいるわけです。この世代の1年間はとても貴重な時期だと思うのですが、何の働きかけもないまま過ごすわけです。この子は16歳で少年刑務所に送られました。少年刑務所は全国に8つあり、川越少年刑務所は、現在、全国モデルとして法務省は力を入れていてスタッフが揃っていますが、他の7つの少年刑務所は心理関係の専門家もいません。懲役刑は文字どおり労働する刑です。川越では少年のための工場があって、そこで仕事をしますが、他の刑務所ではおとなと一緒になって労働するわけです。そんな環境の中で16の子どもが大事な人間関係を学べるだろうか考えると心配になります。刑務所は少年院と違って私語が禁じられていたり、面会などの制約があるわけです。簡単に少年を刑務所に送れなどと言いますが、そのことが具体的にどういう事かも知らないままに発言する人が多すぎます。結局刑務所に何年入れておいても得るものが何もないという結果になってしまう心配もあります。刑務所で努力されている職員の方には大変失礼な言い方かもしれませんが、人的、財政的にも貧しくてやりたいこともできないのが現状です。川越は日本国籍の子どもには午前中は学習させていますが、外国籍の子どもに対してはそれが出来ないと聞いています。こんな状況の中での厳罰化とはどういうことなのか、ただ単に自分の目の前から見えないところへ少年を隠してしまえば事が済むものではないと思います。子どもた

ちはいつかは社会に戻ってくるのです。

最近特に何か起きるとすぐに法律を変えたりする風潮がありますが、よく考えないで、話し合いもしないで実行してしまう恐ろしさがあります。教育においても同じことが見うけられます。当面の対策は必要ですが同時にもっと大事なことは、こういう少年がでてこないようにするにはどうしたらいいかという議論だと思います。

5 私たちに求められているもの

法制審議会は、法律家で構成されているようですが、法律のもとで動いていくのは人間ですから、子どものことをよく理解している専門家が参加することが重要であると思います。固定観念の子ども観で決められていってはなりません。大事なものは、子どもをしっかり見つめること、子どもに何が必要なのかを考えることではないでしょうか。根気のいる、回りくどいぐらいの作業が必要なのに、どこか性急な気がして残念です。

求められているのは子どもへの豊かな想像力と寛容さだと思います。「寛容」は、単に「許す」ということではありません。まず「聴く」「待つ」姿勢を持つということです。「迷うことを認める」ことでもあります。その上でおとなが「きちんと自分の考えを伝え、共に考えること」です。これは忍耐を要し、エネルギーも責任も必要です。しかし、「寛容さ」がなくなると、「誠実さ」が失われ、「無責任」になります。今どこの世界でも、きちんと相手の事を認め、待つという作業がなかなか認められずに、管理したり排除する楽な方法が取られてきています。学校でも同じことが起きているようで悲しく思っています。我々もいろいろな事を素直にやわらかく受け止める事ができなくなっているのではないかと反省しています。子どもと付き合っている中で、私はいろいろなことを教えていただきました。

尚私の「Meeting Spaceてらお」の電話は045-252-9727、自宅は045-821-1872です。何かありましたらご連絡下さい。

子ども関連TOPICS ⑤

チャイルドヘルプラインインターナショナル (CHI)
シンポジウム2005.1.22より～

世界各地のチャイルドライン報告

田家 文衛 (子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

今回の公開シンポジウムは「子どもの権利条約が活きるまちづくり」をテーマに行われました。シンポジウムではインド、ニュージーランド、ベトナム、モンゴルのチャイルドラインの現状が紹介されました。

■ニュージーランド「What's Up?」 ニュージーランドのチャイルドライン「What's Up?」は、2000年の9月に開設されました。相談内容としては虐待が多いとのことでした。昨年の秋ごろ財政難のために閉鎖寸前に追い込まれたものの、この話を知った12歳の少女が学校でアンケート調査を行い、その結果を基に担当者と会って、財政協力を取り付け、閉鎖を免れたエピソードが紹介されました。

■インド インドでは「子どもの権利条約」が1992年に批准されたにもかかわらず、子ども施策にお金をかけることができませんでした。そのような状況の中で、チャイルドラインには、エイズ、虐待、災害などで苦しんでいる子どもたちからかかってくるが多いとのこと。さらに、緊急の場合にはカウンセリング、長期的なりハビリテーションが行われています。また、そのためにサポート組織が作られています。

■ベトナム ベトナムのチャイルドラインでは、カウンセラーがいると同時に介入ネットワークも作られているとのこと。しかし、開設されて数ヶ月なので、まだ技術、資源が十分ではありません。それでも、12月中旬からはフリーダイヤルになっています。

■モンゴル 2004年に開設されたモンゴルのチャイルドラインでは、NGOとネットワークが組まれています。しかし、フリーダイヤルではないため、ストリートチルドレンはかけられません。今後は人材育成やデータベースの構築が必要であるということです。また、ホームページも作られていて、名称が「ナイズネット」(ナイズはモンゴル語で友達の意味)です。

今回のシンポジウムによれば、アジアのチャイルドラインは電話サービスだけではなく、アウトリーチ(出向き)サービスなどの具体的な介入まで行っています。日本では、フリーダイヤルすら十分に行われていません。しかし、通信技術が発達している日本では、さらに充実した実践が行われることもできることも参加者からの発言にありました。日本でも、子どもの救済制度・子どもの権利保障体制のさらなる充実が求められています。

BOOK GUIDE

～NCRCオススの1冊～

『生きる、って何？ 戦争はなぜ起こるの？』

主婦と生活社 (2004.10)
定価 1260円

好光 紀 (子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

2002年5月「国連子ども特別総会」に先立って、153カ
国、404人の子どもたちによる「子どもフォーラム」が開催

された。その結果は総会の開
会式で子どもの代表による
「わたしたちにふさわしい世
界」のスピーチの発表になっ
た。日本ではユニセフ子ども
ネットの子どもたちが自分た
ちのメッセージを伝えようと
まとめたのがこの本である。

「自分を見つめて、みんな
と生きる」「世界で、生きる」
「生きていることの意味を知
りたい」の3章で今を生きる

子どものさまざまなメッセージが光っている。



お知らせ

●●●●●●●●●● 子どもの権利条約批准10周年記念 ●●●●●●●●●●

子どもの権利条約入門セミナー 2004

《第5回》最悪の形態の児童労働：子どもの人身売買 (実践編のみの参加も大歓迎です！)

講義編 2005年3月 8日(火) 19:00～21:00(受付開始18:30) 森田 明彦(長崎ウエスレヤン大学現代社会学部教授<4月就任予定>)

実践編 2005年3月25日(金) 19:00～21:00(受付開始18:30) 各回とも、林 大介 (CRCネット事務局次長) 内田 塔子 (立正大学講師)

会 場：子どもの権利条約ネットワーク事務所 (みなとNPOハウス4階) ●地下鉄日比谷・大江戸線「六本木」駅徒歩2
分・旧三河台中学校

参加費 (資料・会場費)：一般 おとな1,000円／子ども(18歳未満) 500円 ●会員 おとな 800円／学生・子ども無料

定 員：20名 ※資料などの準備がありますので事前申込をお願いします

<主催・問合せ先> 子どもの権利条約ネットワーク

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス4F TEL・FAX 03-3470-0744

E-mail: nrcr@abeam.ocn.ne.jp ●URL: http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/

今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権 みんなの人権

監修 荒牧重人 (山梨学院大学法科大学院教授)
小学校高学年～中学生向／全6巻
各48ページ／A4変型判／オールカラー
揃定価17,640円 (揃本体16,800円)
各巻定価2,940円 (本体2,800円)



- 1巻 「自分をたいせつに」からはじめよう 佐々木光明 編著
- 2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る 坪井節子 編著
- 3巻 意見をいって自分もまわりも変わる 喜多明人 編著
- 4巻 いろいろな人の人権を考える 石井小夜子 編著
- 5巻 立ちあがる世界の子どもたち 甲斐田万智子 編著
- 6巻 情報を得ること伝えること 野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社
〒160-8565
東京都新宿区大京町22-1
フリーダイヤルFAX
0120-536188
電話 03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.78

2005年2月20日発行

★発行 (隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the
Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

(事務所受付時間／火・金12:00～17:00)

ホームページ

http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/

Eメール nrcr@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント